

プレスリリース

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について

平成16年10月12日
水産庁

本日、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年農林水産省令第77号）が公布・施行され、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部が改正されましたので、お知らせします。

1 改正の概要

(1) 座礁し、又は漂着したひげ鯨等の捕獲等に関する規定の整備

浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって農林水産大臣が別に定めて告示するもの（2 その他参照）については、定置漁業により混獲された鯨の場合と同様に座礁状況の報告を義務付けるとともに、に定める義務を課すことを条件として当該ひげ鯨等の捕獲を認めることとする（第81条関係）。

また、により捕獲したひげ鯨等については、定置漁業による混獲の場合と同様に、救出する場合及びひげ鯨等のすべての部分を埋却又は焼却する場合を除き、必ずDNA分析を行い、農林水産大臣に報告しなければならない（DNA登録）こと等の義務を課すこととする（第90条関係）。

(2) 停泊命令に関する規定の整備

第100条、第102条及び第104条について、当該規定に違反した指定漁業者以外の者について停泊命令を行うことができるための所要の規定の整備を行う。

(3) 市町村合併に伴う規定の整備

(4) 施行日について

この省令は、公布の日（平成16年10月12日）から施行する。

2 その他

浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって農林水産大臣が別に定めて告示するものとして、浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって、既に死亡しているもの

人に危害を加えるおそれがあるもの

外傷等により回復の見込みがない状態に陥っているもの

その座礁し、又は漂着した時から起算して48時間以上経過してもなお当該浅瀬等から移動していないものが定められた（平成16年10月12日農林水産省告示第1834号）。

問い合わせ先

水産庁企画課総務班 古城 内線 7064

水産庁遠洋課捕鯨班 諸貫 内線 7242

代表電話 03-3502-8111

直通 03-3502-2443